

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 131 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(環境政策局に勤務する職員に支給する手当)

第2条 環境政策局に勤務する職員に支給する手当は、次の表に掲げるとおりとする。

ただし、清掃職務給を支給される職員で職務の級が5級又は6級であるものに対しては、特殊現場作業手当を支給しない。

種 類	支 給 対 象	支 給 額
事業用電 気工作物 保安監督 等手当	適正処理施設部施設建設課、クリーンセンター若しくは魚アラルリサイクルセンターに勤務する電気主任技術者又はクリーンセンターに勤務するボイラー・タービン主任技術者若しくはボイラー取扱作業主任者	月額 4,000円
	ごみの収集作業の現場において当該作業の指揮監督の業務に従事したとき。	日額 200円
	まち美化事務所に勤務する	日額800円(作業長にあっては、400円)
	不法投棄等に係る廃棄物の収集	日額 300円

職員	の業務に従事したとき。	
	大型車両の運転の業務に従事したとき。	日額 400円
	作業ピット内等における自動車等の整備又は修理の業務に従事したとき。	日額300円(車両管理者にあっては、400円)
生活環境美化センターに勤務する職員	死獣の収集又は自動車による運搬の業務に従事したとき。	日額 300円
	作業ピット内等における自動車等の整備又は修理の業務に従事したとき。	日額 300円
	し尿の収集作業又は公衆便所に関する作業の現場において当該作業の指揮監督の業務に従事したとき。	日額 200円
	し尿の収集若しくは自動車による運搬の業務又は公衆便所に関する業務に従事したとき。	日額800円(作業長にあっては、400円)
	し尿の収集又は運搬業務を委託している業者への指導業務に従事したとき。	日額 400円
	適正処理施設部施設整備課に勤務する職	廃棄物処理の調査業務に従事したとき。

特殊現場 作業手当	員		
		業務班長を命じられた職員が現場作業の指揮監督の業務に従事したとき。	日額 200円
	クリーンセンターに勤務する職員	機械炉操作, クリーンセンター構内管理, 破砕機操作, ごみ等の計量, 自動車による残灰等の運搬又は大型車両の運転等の業務に従事したとき。	日額500円(作業長にあっては400円, 条例第3条第1項第6号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級又は6級であるものにあつては300円, 同表の適用を受ける職員で職務の級が1級, 2級, 3級又は4級であるものにあつては1,200円)
	埋立事業管理事務所に勤務する職員	業務班長を命じられた職員が現場作業の指揮監督の業務に従事したとき。 残灰, 土砂, がれき等の埋立業務に従事したとき。	日額 200円 日額500円(作業長にあっては,

			400円)
	魚アラリサイ クルセンター に勤務する職 員	製造室内における機器の操作、整 備若しくは清掃の業務又は汚泥 の運搬の業務に従事したとき。	日額500円(条例 第3条第1項第6 号の給料表の適用 を受ける職員で職 務の級が5級又は 6級であるものに あつては300円、 同表の適用を受け る職員で職務の級 が1級、2級、3級 又は4級であるも のにあつては1,2 00円)
用地交渉 等手当	適正処理施設 部施設管理課 に勤務する職 員	事業に必要な土地の取得等に係 る交渉又はその事業の施行によ り生じる損失の補償に係る交渉 の業務に従事したとき。	日額 260円
変則勤務 手当	クリーンセン ターに勤務す る職員	正規の勤務として11時間以上 勤務し、かつ、深夜に機械炉関連 業務に従事したとき。	1回 1,400円

第3条表以外の部分中「総務局」を「行財政局」に改め、同条の表特殊現場作業手
当の款の次に次の2款を加える。

財政部財産	事業に必要な土地の取
-------	------------

用地交渉 等手当	活用促進課 に勤務する 職員	得等に係る交渉又はその事業の施行により生じる損失の補償に係る交渉の業務に従事したとき。	日額 260円
賦課徴収 業務手当	税務部に勤務する職員	市税の賦課、徴収、収納等の業務に従事したとき。	日額400円（専ら市税の滞納整理業務に従事する職員が当該業務に従事したとき及び当該職員以外の職員が当該業務と同等の困難性があると所属長が特に認める折衝業務に従事したとき にあっては、600円）

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第8条の表保健医療業務手当の款京都市立病院医事課に勤務する職員の項中「京都市立病院医事課」を「京都市立病院地域医療連携室」に改め、同表社会福祉業務手当の款生活館に勤務する職員の項を削り、同表変則勤務手当の款京都市立病院に勤務する職員の項中「薬剤師」を「医師、薬剤師」に改める。

第10条の表特殊現場作業手当の款中「、公園管理事務所又は宝が池公園事務所」を「又はみどり管理事務所」に改める。

第11条の表社会福祉業務手当の款コミュニティセンターに勤務する職員の項を削り、同表中

「	区役所若しくは区役	国民健康保険料の賦	日額150円（臨戸訪
---	-----------	-----------	------------

	所支所の福祉部保険年金課又は右京区役所京北出張所に勤務する職員	課、徴収、収納等又は後期高齢者医療保険料の徴収、収納等の業務に従事したとき。	問、窓口対応等による国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の納付の折衝業務にあつては、350円)
変則勤務手当	コミュニティーセンターに勤務する職員	正規の勤務として午後9時まで勤務したとき。	1回 100円

を「

	区役所若しくは区役所支所の福祉部保険年金課又は右京区役所京北出張所に勤務する職員	国民健康保険料の賦課、徴収、収納等又は後期高齢者医療保険料の徴収、収納等の業務に従事したとき。	日額150円（臨戸訪問、窓口対応等による国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の納付の折衝業務にあつては、350円)
--	--	---	--

に改める。

第13条第1項中「第3条、第5条、第7条、第8条及び第11条」を「第2条、第3条、第7条及び第8条」に改める。

第14条中「第3条及び第5条」を「第2条、第3条及び第6条」に改める。

第15条中「第3条から」を「第2条から」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)